

シリーズ①

確定申告

～控除について～

税務財政課



医療費控除について

本人又は本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った場合に、一定の金額を医療費控除として所得金額から差し引くことができます。

控除額の算定方法は、平成19年中に支払った医療費の額から保険金などで補填される額を差し引いた金額から、10万円又は総所得金額等の合計額の5%の何れか少ない金額を差し引き、その残額が医療費控除の額となります。この控除額は、あくまでも所得金額からの控除額で、



算出税額から直接に差し引く税額控除とは異なりますのでご注意ください。

社会保険料控除について

平成19年中において、給与・公的年金などの受給者で所得税が源泉されている方、また個人事業者で平成19年分の確定申告時に申告所得税が生じる方につきましては、医療費控除に係る確定申告（還付申告）を行うことにより、所得税が還付若しくは軽減されます。なお、住民税についても同様に軽減されます。

平成19年中において、国民年金・国民健康保険税などを納められた方、また臨時雇用や退職等による任意継続社会保険料を納められた方で、主に受給した給与・公的年金などから所得税が源泉されている方など、申告を要する方については、社会保険料控除に係る確定申告（還付申告）を行うことにより、所得税が還付若しくは軽減される場合があります。なお、住民税についても同様に軽減されます。

ご不明な点など詳しい内容につきましては、税務財政課課税係（74-3003）まで問合わせください。

申告は1月31日まで 固定資産税の償却資産の申告を忘れていませんか

償却資産とは
土地や家屋以外の事業用の資産（構築物、機械、器具、備品など）のことをいい、所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費又は損金に参入されるものです。

償却資産の申告にあたっては、法人事業所は固定資産台帳や法人税申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもって行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がなされていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いいたします。

問合せ先 税務財政課課税係（74-3003）



家を取壊した方は家屋の滅失届を1月31日までに！

固定資産税は、1月1日現在の所有者に課税されます。

未登記の家屋を取壊した方で、まだ家屋の滅失届をされていない方は、1月31日休までに税務財政課課税係へ家屋滅失届を提出してください。

なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物滅失登記申請書を提出し、滅失の手続きを行ってください。